

妊婦対象事業が変わります

8月1日申請分から、下記のとおり妊婦対象事業が変わります。

妊婦健康診査助成事業について

妊婦健康診査受診票2回の交付を5回に拡充し、35歳以上の妊婦に超音波検査受診票1回を交付します。受診票には、それぞれに受けていただきたい週数があります。妊婦の健康管理のためにも早めに申請していただき、適切な時期に受診票をご活用ください。(注意: 受診票に記載されている検査については公費で負担しますが、その他必要な検査をされる場合は、別途料金が必要な場合があります)

母子栄養強化事業について

牛乳の支給に所得制限を設け、市民税もしくは所得税非課税世帯の妊婦と乳児のみを対象とします。妊婦は申請の翌月から出産後3ヵ月が経過した月の月末まで1日1人につき牛乳200cc支給、乳児は生後4ヵ月目の属する月の初日から支給を開始し、1歳を迎える月の月末まで1日1人につき牛乳200ccまたは粉乳30gを支給します。ただし、乳児については特に栄養強化を必要とするものに限ります。該当される方は申請してください。

	7月31日申請分まで	8月1日申請分から
妊婦健診助成事業	・妊婦健康診査受診票2回交付 ・35歳以上の妊婦に超音波検査受診票1回交付	・妊婦健康診査受診票5回交付《変更》 (基本の週数) 第1回 妊娠判明～16週まで 第2回 17～22週 第3回 23～28週 第4回 29～35週 第5回 36週以降 ・35歳以上の妊婦に超音波検査受診票1回交付《従来どおり》
母子栄養強化事業	妊婦: 全員対象 乳児: 市民税もしくは所得税非課税世帯のみ対象。特に栄養強化を必要とする場合に限る。(1日1人につき牛乳200ccまたは粉乳30g)	妊婦・乳児: 市民税もしくは所得税非課税世帯のみ対象。乳児は特に栄養強化を必要とする場合に限る。(1日1人につき牛乳200ccまたは粉乳30g)

詳しくは健康課へお問い合わせください。

問合せ先 健康課 母子保健係 TEL (0771) 68-0016

「あかりがつなく記憶」開催のお知らせ

天若湖湖面に水没した集落の灯を一夜に限り再現する毎年恒例のイベントです。桂川流域市民と南丹市の子供たちがつくった灯を、記録と記憶をたよりに湖面に並べ、幻の夜景をつくります。当時の暮らしとその豊かさを想いながらご覧いただければと思います。日没から夜明けまで点灯しています。ぜひお越しください。

日時 8月9日(土)夕暮れより

荒天の場合は8月23日(土)に延期

場所 天若湖(日吉ダム湖)周辺からの観覧

主催 天若湖アートプロジェクト2008実行委員会

後援 京都府・南丹市・南丹市教育委員会・日吉ダム管理所 他

問合せ先 天若湖アートプロジェクト2008実行委員会 TEL (075) 791-9289